

## 第31回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成22年3月24日(水)10:00

議事堂201委員会室

### 1 子どもを虐待から守る条例（平成16年三重県条例第39号）について

（1）執行部説明聴取

（2）その他

### 2 その他

添付資料

**執行部資料** 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書（平成20年度版）

**「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく  
年次報告書**

(平成20年度版)

平成21年9月  
三重県

# 目 次

1.はじめに	1
2.児童虐待相談の状況	
(1)児童虐待相談の年度別推移	2
(2)児童虐待相談の経路	3
(3)児童虐待相談の主な虐待者	4
(4)児童虐待相談の年齢内訳	5
(5)児童虐待相談種別	6
(6)児童虐待相談後の処遇	7
(7)立入調査、臨検・捜索および一時保護の実施	9
3.県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系	10
(2)子育て支援施策(条例第11条関係)	11
(3)早期発見・早期対応施策(条例第14条関係)	14
(4)保護・自立支援施策(条例第15条関係)	17
(5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)	19
(6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)	20
参考	
子どもを虐待から守る条例	23

## 1. はじめに

平成16年3月に三重県議会において、「子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。

全国的に虐待事件の報道が途切れることがないほど、児童虐待は社会問題化しており、本県においても深刻な状況となっています。このような状況の中、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、そして親子分離後の児童の家庭復帰・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な対策が求められています。

平成19年には、児童虐待防止法が改正(平成20年4月施行)され、児童の安全確認等のための立ち入り調査の強化(臨検・搜索)、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等がはかられました。この改正を踏まえるとともに、子どもを虐待から守る条例施行後、3年が経過したため、条例改正の必要性について三重県社会福祉審議会において検討を行いました。改正の必要はないと判断されました。

本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年度議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は、第5回目の報告書として平成20年度の状況を記載しています。

「子どもを虐待から守る条例」(平成16年3月23日公布)抜粋

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本的な考え方)

- 第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。
- 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。
  - 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

(年次報告)

第28条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

## 2. 児童虐待相談の状況

### (1) 児童虐待相談の年度別推移

- 県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談の件数は、年間395件でした。平成15年度から19年度までの5年間の相談件数は500件を超える件数で推移していたので、大きく減少しました。

#### 【現状】

本県における児童相談所が受理した児童虐待相談件数は、平成15年度から平成19年度にかけての5年間は、年間500件を超える状況となっていました。平成20年度は、前年度から132件減少し、395件でした。

全国的には、児童虐待相談は増加の一途をたどっています。

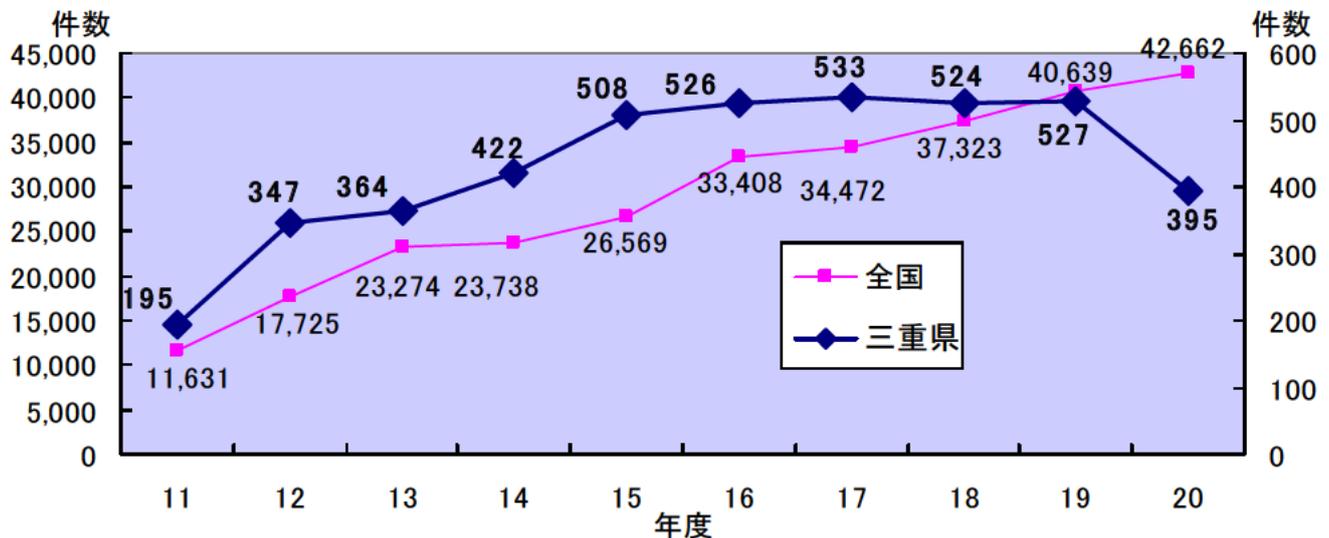
本県の平成20年度の相談件数が大きく減少したことについては、市町の相談体制の充実や地域における未然防止の取組などによるものなのか、一過性のものなのかは今後の推移を見ていく必要があります。しかしながら、児童の安全を確保する観点からは、潜在化しているのではないかと慎重な見方が必要であることから、三重県要保護児童対策協議会での議論も踏まえ、今後一層、啓発や早期発見などの取組を強化していきます。

表1 児童虐待相談件数の年次推移

(単位：件)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
全国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,662
三重県	195	347	364	422	508	526	533	524	527	395

#### ○ 虐待相談件数の推移



## (2) 児童虐待相談の経路

○児童相談所への虐待相談は、多い順に、①市町の機関、②警察等、③学校等となっています。

### 【現状】

市町の機関から児童相談所への通告が145件と最も多く、全体の36.7%を占めています。これは、児童福祉法の一部改正が平成17年度から施行され、市町に一義的な児童相談や通告機関としての法的義務が発生したことにより、発見者から市町に連絡が入り、市町で情報確認のうえ、児童相談所へ通告する事例が増加しているものと考えられます。

表2 児童虐待相談の経路（平成20年度）

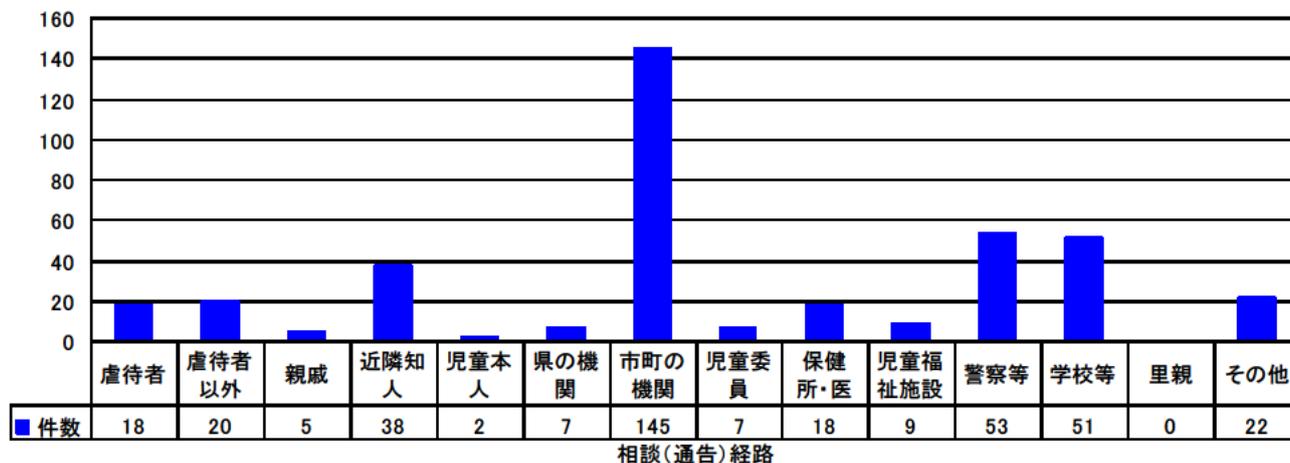
（単位：件、%）

経路 件数	家族		親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 童 委 員	保 健 機 関 所 関	児 施 童 設 福 祉 等	警 察 等	学 校 等	里 親	そ の 他	計
	虐 待 者	以 虐 外 待 者													
相談 件数	18	20	5	38	2	7	145	7	18	9	53	51	0	22	395
構成 比	4.5	5.1	1.3	9.6	0.5	1.8	36.7	1.8	4.5	2.3	13.4	12.9	0.0	5.6	100

（参考：平成19年度）

相談 件数	26	34	15	53	1	12	167	7	26	16	65	73	0	32	527
構成 比	4.9	6.5	2.8	10.1	0.2	2.3	31.7	1.3	4.9	3.0	12.3	13.9	0.0	6.1	100

### ○虐待相談の経路（平成20年度）



### (3) 児童虐待相談の主な虐待者

○「実の母親」による虐待が約5割となっています。

#### 【現状】

主な虐待者は、実母が206件、52.1%と最も多く、全国状況とほぼ同様の状況です。これは、子育ての中心が母親であり、子どもと接する時間が長く、そのため育児ストレスが虐待を誘発している場合が多くあるものと考えられます。

また、本年度は、主な虐待者が実父及び実母である件数が前年度に比べて減少している中、実父母以外の父親・母親の件数がともに増加しており、家族形態が多様化していることがうかがえます。

児童虐待の背景には、子育てについての不安や負担感、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係など様々な問題が考えられることから、家族を取り巻く地域社会の理解や支援がより一層重要となってきています。

表3 主な虐待者（平成20年度）

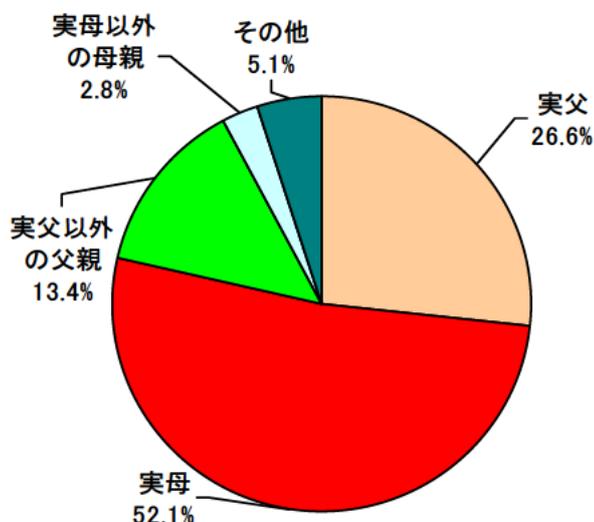
（単位：件、%）

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	105	206	53	11	20	395
構成比	26.6	52.1	13.4	2.8	5.1	100

（参考：平成19年度）

相談件数	137	314	34	5	37	527
構成比	26.0	59.6	6.5	0.9	7.0	100

○主な虐待者（平成20年度）



#### (4) 児童虐待相談の年齢内訳

○被虐待児童の約8割は、小学生以下の児童となっています。

#### 【現状】

虐待を受けている児童のうち、小学生以下の児童が、328件と全体の83.0%を占めており、中学生が53件、13.4%、高校生が14件、3.6%となっています。

全国の児童虐待死亡事例の9割は6歳以下の児童であり、年齢が低くなるほど深刻な重篤事例の割合が高い傾向にあります。

児童が中学生以上になると、体力面での親子の力関係が逆転し始めることから、年齢が進むにつれ件数も減少していきます。しかしながら、それまでの不適切な養育環境の影響などから、中学生以上になると、夜の徘徊や万引きといった非行などの別の問題があらわれることがあります。

表4 被虐待児の年齢内訳（平成20年度）

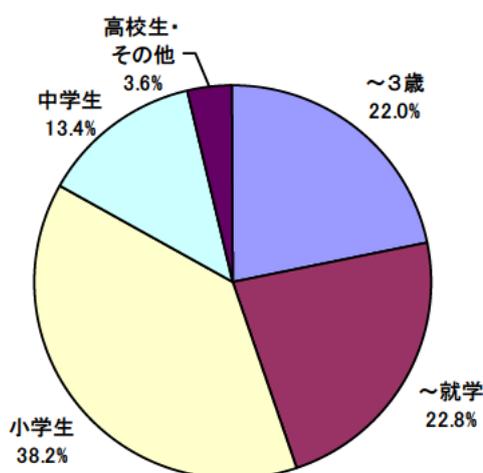
（単位：件、%）

虐待者 件数	0～3歳 未 満	3歳～学 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 そ の 他	計
相談件数	87	90	151	53	14	395
構成比	22.0	22.8	38.2	13.4	3.6	100

（参考：平成19年度）

相談件数	99	122	190	89	27	527
構成比	18.8	23.1	36.1	16.9	5.1	100

○被虐待児の年齢内訳（平成20年度）



(5) 児童虐待相談種別

○虐待相談種別では、毎年度「身体的虐待」と「養育の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が全体の約8割を占めています。

【現状】

虐待相談の中で周囲の者が発見しやすい身体的虐待とネグレクト(養育の拒否・怠慢)の割合が約8割を占めています。

児童虐待は、その後の児童の成長や心身の発達に深刻なダメージを与えます。特に乳幼児の場合、「身体的虐待」とともに「ネグレクト」は、生命にかかわるなど重篤な事態を引き起こす恐れがあります。

ネグレクトの件数は平成16年度をピークに年々件数が減っていますが、潜在化しないよう、啓発等により一層取り組む必要があります

なお、子どもの心に大きなダメージを残す深刻な問題であり、比較的発見されにくい性的虐待に対しては、学校や医療機関等と連携して対応していく必要があります。

表5 主な虐待種別(平成20年度)

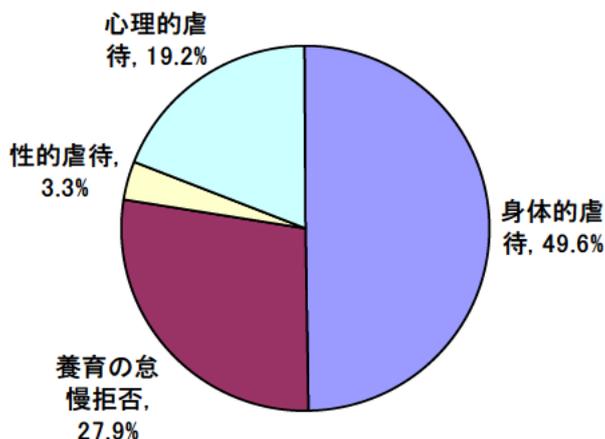
(単位: 件、%)

種別 件数	身体的虐待	養育の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	196	110	13	76	395
構成比	49.6	27.9	3.3	19.2	100

(参考: 平成19年度)

相談件数	234	162	20	111	527
構成比	44.4	30.7	3.8	21.1	100

○主な虐待種別(平成20年度)



## (6) 児童虐待相談後の処遇

- 処遇別内訳では、訪問や来所等による「面接指導」が全体の約9割を占めています。
- 保護が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」と処遇された件数は、約1割となっています。

### 【現状】

児童虐待の相談通告を受け対応した結果、面接指導を継続することとなったものは、350件と全体の88.6%になります。

児童虐待の再発防止のためには、継続した面接指導とともに、関係機関が役割分担のうえ、連携して支援し、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

また、相談通告があったもののうち、約1割について保護が必要と判断し、児童福祉施設への入所や里親への委託を行いました。これらの児童等の自立に向けて、施設や里親による養育を支援していくことが重要となっており、児童養護施設の環境改善や心理士の配置などをより進めていくことが課題です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成20年度）

（単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親・保護 受託者委託	面接指導	その他	計
相談件数	29	0	350	16	395
構成比	7.3	0.0	88.6	4.1	100

（参考：平成19年度）

相談件数	53	2	437	35	527
構成比	10.1	0.4	82.9	6.6	100

### ○児童虐待相談処遇内訳（平成20年度）

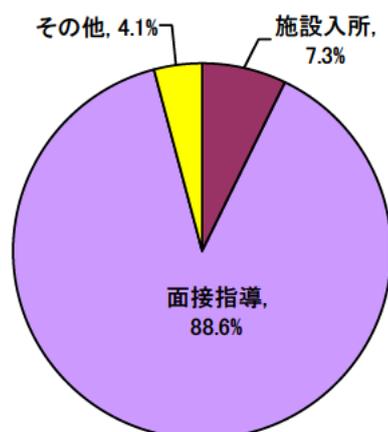
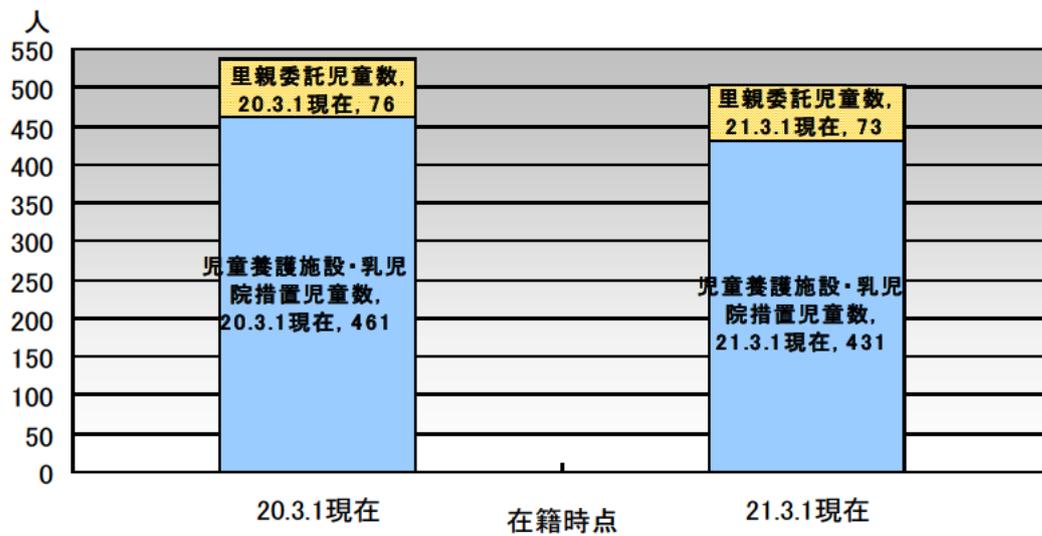


表7 児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数

(単位：人)

人数	時点	H20.3.1現在	H21.3.1現在
	児童養護施設・乳児院措置児童数		461
里親委託児童数		76	73
合計		537	504

○ 児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数（平成19～20年度）



(7)立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況

- 平成20年4月に施行された改正児童虐待防止法において法制化された臨検・捜索については、実施したケースはありませんでした。
- 一時保護された児童のうち、虐待の事由によるものが全体の約25%を占めています。

【現状】

平成20年4月の改正児童虐待防止法の施行により、児童の安全確認等のための立入調査の強化（臨検・捜索）、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置が規定されました。

平成20年度においては、この新たな制度により、2件の出頭要求を行いました。

また、児童相談所による一時保護及び児童養護施設等への委託一時保護を実施した児童は、360人で、そのうち、約25%が虐待によるものでした。

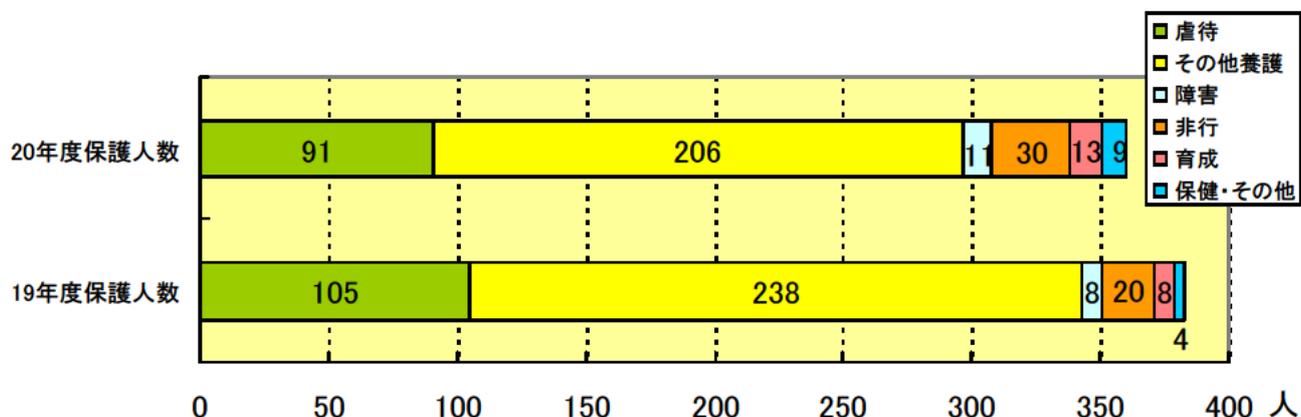
表8 相談事由別一時保護の実施状況（平成20年度） （単位：人、日）

	虐待	その他養護	障害	非行	育成	保健・その他	計
保護人数	91	206	11	30	13	9	360
延べ保護日数	1,649	4,307	157	558	259	304	7,234

（参考：平成19年度）

保護人数	105	238	8	20	8	4	383
延べ保護日数	2,232	3,382	105	352	80	43	6,194

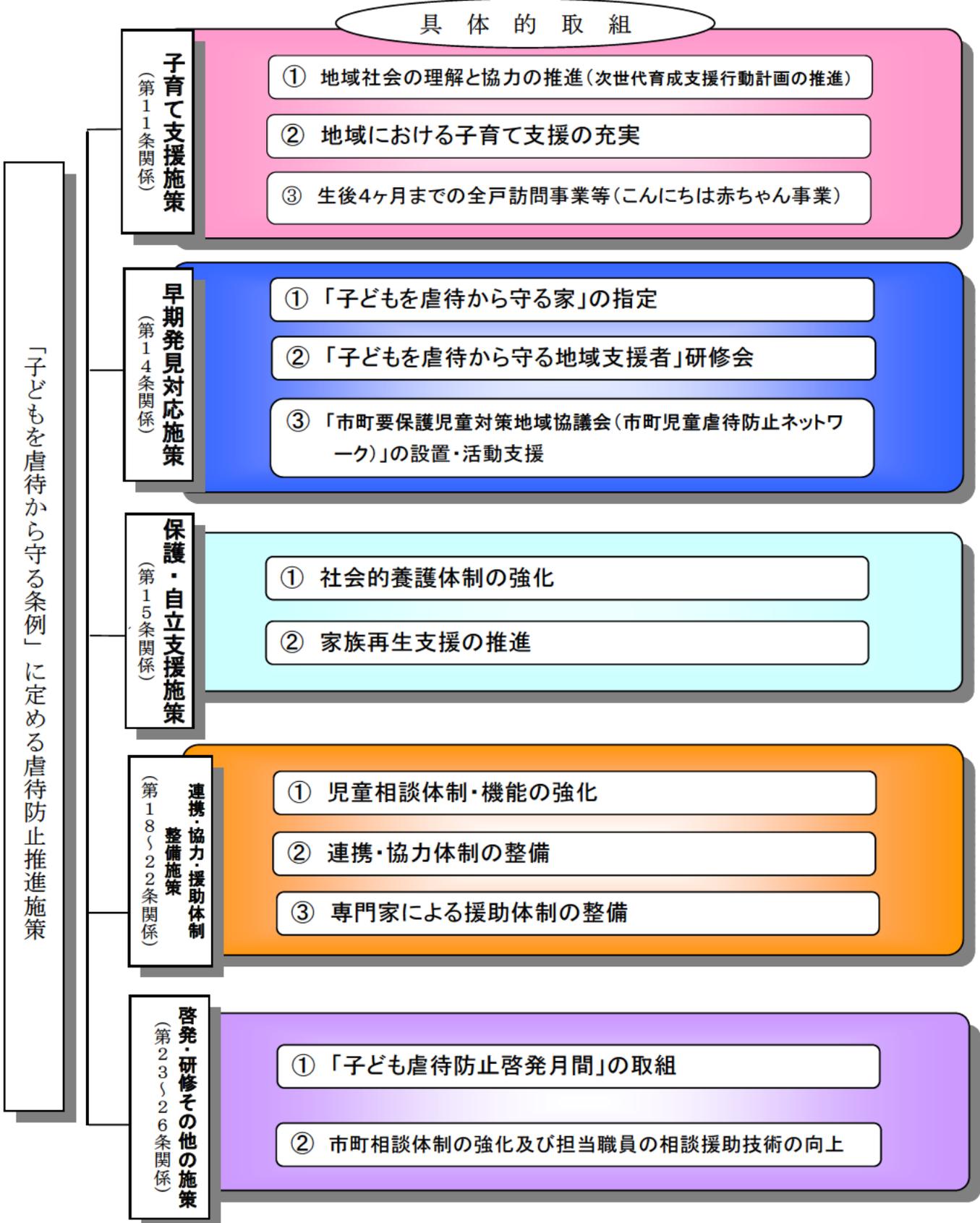
○一時保護事由別内訳



### 3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

#### (1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

子どもを虐待から守る条例に基づき、次の体系による取り組みを行っています。



## (2) 子育て支援施策(条例第11条関係)

子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

【平成20年度の具体的取組】

### 地域社会の理解と協力の推進(次世代育成支援行動計画の推進)

「第一期三重県次世代育成支援行動計画」(計画期間：平成17年度から平成21年度)では、「ささえあい」をキーワードに、行政だけでなく、地域事情に応じ、多様な主体が参画・協働するさまざまな形態による支援により、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭を支援していく「ささえあい」の地域社会づくりをめざして取り組んでいます。

児童相談所では、様々な事案について市町の要保護児童対策協議会の中で検証することなどを通して、地域社会の児童虐待への理解や対応力の強化を支援しています。

今後、平成22年度から始まる第2期計画においても、第1期計画のキーワードである「ささえあい」の考え方を踏襲するとともに、子どもたちが持つ自らの“育つ力”を大切に育み、見守る「子育て支援」や青年期までの「とぎれのない支援」の施策を推進していきます。

### 地域における子育て支援の充実

地域における子どもたちや子育て家庭の支援と、子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

#### 子育て情報交流センター事業の実施

市町の子育て支援担当者やみえ次世代育成応援ネットワーク会員等を対象に、支援者の資質向上のための研修会や相互交流のための交流会を実施しました。

#### 市町の地域子育て支援拠点施設の運営支援

保育所等に子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導、育児支援、地域子育てサークルの育成支援等を行いました。

地域子育て支援拠点施設における支援の質を高めるため、地域子育て支援拠点施設ガイドライン及びモデル事例集の活用をはかるよう、各地区交流会、初任者研修会で説明を行いました。また、各地区交流会を通じて、情報交換を行い、支援の質の向上に努めました。

県内市町における地域子育て支援拠点施設の設置率は、平成20年度末現在96.6%(28市町/29市町)となっています。

## 市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保をはかるために、放課後子どもプラン推進事業（放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業）により総合的な放課後対策を実施しています。

### ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。

県内の放課後児童クラブ運営費補助数は、平成20年度末現在219ヶ所となっています。

### ・放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

県内では平成20年度末現在40の教室が設置されています。

## ファミリー・サポート・センター

仕事と育児・介護の両立及び地域の子育てに対する支援を行い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上をはかるため、市町が実施する「ファミリー・サポート・センター」の設置運営に関する事業に対し、補助を行いました。

平成20年度末現在17の市町にファミリー・サポート・センターが設置されています。

## 生後4ヶ月までの全戸訪問事業等(こんにちは赤ちゃん事業)

市町が行う訪問事業で、従来の母子保健施策に加え、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。これにより、支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげるなど、適切なサービス提供に結びつけることができることから、平成20年に改正された児童福祉法、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけられました。（平成21年4月施行）

この2つの事業は、虐待未然防止及び早期発見のために寄与する事業であるので、今後もこの取組が広がるように市町に働きかけていきます。

## 【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性についての理解を促進することが重要です。

育児不安を持つ保護者が身近なところで気軽に相談できるなど、子育て家庭に対する的確な支援が行えるよう、情報の提供や関係機関の協働連携がより必要です。

コラム ～「小児夜間医療・健康電話相談事業」について～

“みえ子ども医療ダイヤル”と言いますが、子どもの急な病気や事故、薬に関して、小児科専門医師が保護者からの電話相談に応じています。小児救急は①小児科医師不足と一次医療機関への患者集中や、②夕刻から準夜帯にかけて患者が多く、その多くは軽症者と言われていることから、有効な事業となっています。



電話を受ける者：小児科専門医師

電話番号：#8000

(ダイヤル式、IP電話など#8000が使えない場合は、059-232-9955)

相談時間：毎日午後7時30分から午後11時30分まで

### (3) 早期発見・早期対応施策(条例第14条関係)

児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に取り組む要保護児童対策地域協議会の設置等について、市町を支援しました。

#### 【平成20年度の具体的取組】

##### ①「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づき、「子どもを虐待から守る家」として登録している件数は、平成20年度末現在で421件となっています。

＜子どもを虐待から守る家シンボルマーク＞



##### ②「子どもを虐待から守る地域支援者」研修会

県民一人ひとりが児童虐待問題への理解をより一層深めるとともに、主体的に関わろうとする意識を持ち、さまざまな取組を地域や社会全体で積極的に支えることが求められています。このため、地域別に「子どもを虐待から守る家」の協力者等に条例制定の趣旨や子どもを虐待から守る家の役割等についての研修会を実施しました。

#### (i) 実施日及び場所

開催日	時間	会場	参加人数
平成20年7月22日	14時～16時	県四日市庁舎6階大会議室	76
平成20年7月29日	14時～16時	県津庁舎6階大会議室	71
平成20年8月8日	14時～16時	県伊勢庁舎2階大会議室	42

平成20年8月22日	14時～16時	県伊賀庁舎7階大会議室	26
平成20年9月3日	14時～16時	県尾鷲庁舎5階大会議室	35

- ( ) 研修内容
- (ア) 児童虐待の現状について
  - (イ) 地域支援者に期待すること
  - (ウ) 質疑応答

《子どもを虐待から守る地域支援者研修会風景》



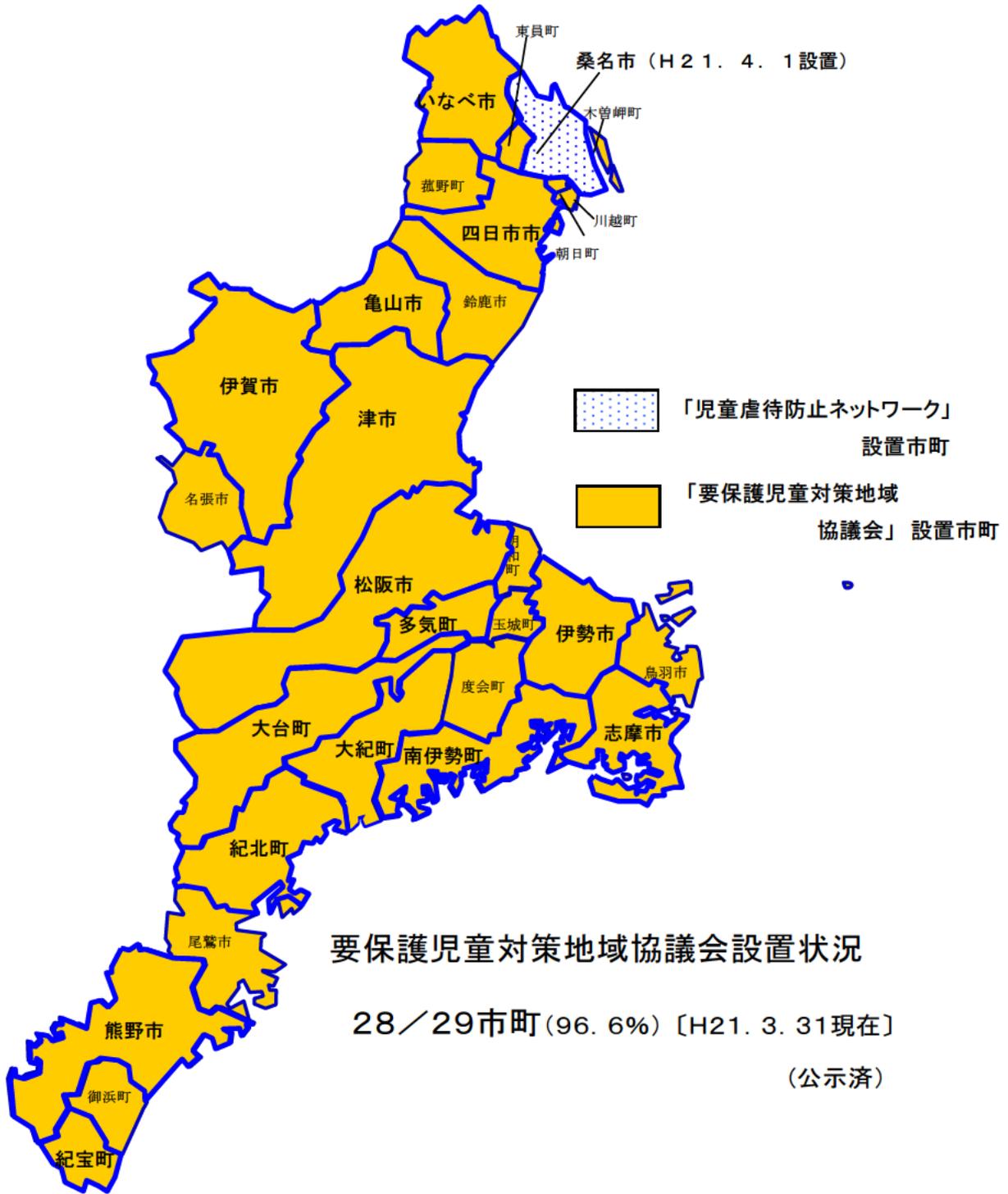
**「市町要保護児童対策地域協議会(市町児童虐待防止ネットワーク)」の設置・活動支援**

児童虐待の発生を予防し、早期発見を推進するためには、子どもを取り巻くさまざまな関係機関との連携・協力により対応することが重要です。このため、市町児童虐待防止ネットワークの設置促進に取り組んだ結果、平成20年度末では、全市町(29市町)に設置されています。

また、児童虐待にとどまらず、非行児童、障がい児童等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である、要保護児童対策地域協議会の設置が公示された市町は、平成20年度末で28市町となりました。

**【今後の課題】**

今後は、児童虐待防止ネットワークの機能を併せもつ、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関が連携し、充実した活動を展開することが重要です。



要保護児童対策地域協議会設置状況

28 / 29市町 (96.6%) [H21. 3. 31現在]

(公示済)

#### (4) 保護・自立支援施策(条例第15条関係)

虐待を受けた子どもに対する支援は、将来の子どもの自立を見据え、長期にわたって継続して行う必要があり、適切な保護の実施とともに、家族の養育機能の再生・強化及び家族の再統合が求められます。このため、児童養護施設等に配置された家庭支援専門相談員の資質向上に取り組み、施設入所児童の保護者への支援の強化を図りました。

【平成20年度の具体的取組】

##### 社会的養護体制の強化

虐待等のさまざまな理由により、子どもを一時的に保護している児童相談所の一時保護所における学習環境を充実するため、学習指導員を配置しました。

また、北勢児童相談所一時保護所の増改築を実施し、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の解消および非行児童に個別対応するための居室を整備するなど、処遇環境の改善をはかりました。(定員も15名から20名に増員)

長期にわたり家庭復帰が見込めない要保護児童が家庭的な環境のもとでの生活体験を積み、社会的自立をはかることを目的とした地域小規模児童養護施設が3施設設置されるとともに、施設内の小規模グループケアが6施設で実施されるようになるなど、環境改善に取り組んでいます。(平成20年度末現在)



一時保護所における学習風景



地域小規模児童養護施設

##### 家族再生支援推進事業

被虐待児童の家庭復帰や里親委託等を専門に担当するため、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家庭再生支援に関する研修会を実施しました。

また、子育てに苦しさを感じている親を対象とした回復支援のためのプログラムを実施しました。

一方、家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けて、里親と子どもとの組み合わせ相談や里親委託を行った後の委

託家庭への訪問等を行う里親委託推進員を児童相談センターに配置するとともに、里親を対象とした研修を実施しました。

#### 【今後の課題】

虐待を受けた子どもを保護し、心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護の体制強化を図っていく必要があります。

虐待などに起因する軽度の情緒障害により、社会適応が困難になっている児童を治療する情緒障害児短期治療施設の整備を進めます。

また、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、里親委託などを推進することが求められています。

さらには、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくため、保護者への支援・指導方法等を充実させていく必要があります。

## (5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

児童福祉法の改正により、児童相談所に対しては、これまで以上に専門的な機能の発揮が求められています。そのため、児童相談センターにおいて児童相談所の専門的人材の育成を行うとともに、福祉・教育・警察の各分野との連携・強化や弁護士等の専門家の援助体制を整備し、その活用を図っています。

### 【平成20年度の具体的取組】

#### 児童相談所の体制・機能の強化

児童相談センターでは、児童虐待相談件数が増加し、虐待内容も深刻化している中で、それらに的確かつ迅速に対応するため、県内5ヶ所の児童相談所の専門的人材の育成や市町支援、一時保護所における入所児童の調整等を行い、相談支援機能の強化を図っています。

#### 《三重県児童相談センター》



#### 連携・協力体制の整備

児童の安全確保をはかる上で、児童相談所と警察署との連携は重要であるため、随時、警察署との情報共有および意見交換を行っています。

また、県内の地域における中核的な病院と児童虐待の早期発見・早期対応等について連携をはかるため、情報共有及び意見交換を目的とした会議を開催しています。

#### 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応機能を強化するため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取を行うとともに、(年間延べ10回、新規審議案件11件)、弁護士による法的助言や指導を得ました。

### 【今後の課題】

平成17年4月に施行された改正児童福祉法により、児童相談所は、より専門的・中核的な児童虐待対応の役割を果たすことが求められており、その相談体制の強化や人材育成を通じた対応力の向上がさらに必要となってきました。

## (6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

子どもを虐待から守るためには、県民一人ひとりが虐待の未然防止等について関心を持ったり、理解をしたりすることが大切であることから、啓発を実施しています。

特に、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」には、積極的に活動を展開しました。

また、併せて、関係機関や職員等の研修会も実施しました。

### 【平成20年度の具体的取組】

#### 「子ども虐待防止啓発月間」の取組

##### 街頭啓発キャンペーン

平成20年11月4日に津市（津駅）、四日市市（近鉄四日市駅）、伊勢市（ジャスコ伊勢店）、名張市（アピタ名張店）及び尾鷲市（ジャスコ尾鷲店）の県内5か所で、民生委員・児童委員、市町、みえ次世代育成応援ネットワーク等との協働により街頭啓発を実施しました。

##### みえ次世代育成応援ネットワーク

従業員の子育て支援や地域の子どもたちの応援などに取り組んでいる三重県の企業と子育てを応援する活動を行っている地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク

（平成21年3月現在会員数：企業221社、団体441団体 計662）



街頭啓発(津駅)

##### オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を活用して、子育て家庭や子どもたちを見守る地域住民の児童虐待防止の意識を高める取組を行いました。また、里親制度の周知促進をはかるため、NPO等との協働で啓発事業を実施し

ました。

主な事業は次のとおりです。

里親および里子経験者などをシンポジストとする「里親子シンポジウム」を開催し、家庭的で暖かい環境の中で養育される里親制度の必要性などについて訴えました。

県民の皆さんから寄せられた虐待防止のメッセージを付けて作成したオレンジリボンツリーをイベント会場やショッピングセンター等に展示し、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの周知をはかりました。

三重県総合文化センターで毎年実施しているイルミネーション事業の一環としてオレンジリボンのイルミネーションを作成するとともに会場内に児童虐待防止のパネルを展示し、来場者に児童虐待防止をアピールしました。

大型児童館において、親子での活動を通じて、楽しみながら児童虐待防止について認識できるような体験型の事業を行いました。



オレンジリボン  
児童虐待防止のシンボル



里親子シンポジウム



オレンジリボンツリー

#### 市町相談体制強化及び担当職員の相談援助技術の向上

児童相談センターを中心に、児童福祉法の改正により新たに相談通告機関となった市町に対して、事例対応や相談体制整備等に向けた人材育成についても積極的に支援を行いました。

● 市町等の児童相談担当職員研修会の実施状況

開催月	研 修 テ ー マ	受講者合計
7月	子どもの権利と児童福祉	11名
8月	児童虐待問題への対応	14名
9月	障がい相談と援助	20名
10月	不登校・いじめ問題への対応	8名
11月	子どもの非行と児童福祉	9名
12月	子どもの発達と支援	15名
1月	相談援助場面におけるコミュニケーション技法及びエンパワメント (講師：エンパワメントみえ)	18名
※講師は1月を除き児童相談センター職員。		延べ95名参加

● 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義名	講 師
H21. 1. 9	「養護原理」 「児童相談所運営論」	真盛学園 園長 本弘 東午 ほか
H21. 1. 16	「社会福祉援助技術論」 「社会福祉援助技術演習」	皇學館大学 准教授 吉田 直樹
H21. 1. 29	「障害者福祉論」 「児童福祉論1」	鈴鹿医療科学大学 准教授 貴島 日出見 " 准教授 藤原 正範
H21. 2. 6	「児童福祉論2」 「児童虐待援助論(初期対応)」	児童相談センター 久保 正 ほか
H21. 2. 13	「児童虐待援助論(発生予防)」及び「演習」	三重県立看護大学 教授 永見桂子 ほか
○修了者数 児童福祉司任用資格認定証交付者 10名 修了証書交付者(児童福祉司資格要件非該当者) 6名		
○開催場所は全て大紀町内		

この講習会は、児童福祉法第13条第2項及び同施行規則第6条に定める「児童福祉司」認定資格取得のための講習会です。参加者は全講義履修が義務です。

【今後の課題】

児童虐待防止についての県民の意識を高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を通じて、子どもの虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、市町等の人材育成を支援していく必要があります。

# 参 考

子どもを虐待から守る条例

# 子どもを虐待から守る条例

## 子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日  
三重県条例第三十九号

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号  
子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

## 子どもを虐待から守る条例

### 目次

- 第一章 総則（第一条 第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一条）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条 第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条 第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条 第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条 第二十六条）
- 第七章 雑則（第二十七条 第二十九条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

##### （基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。
- 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

##### （県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を

整備しなければならない。

- 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(県民の責務)

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

- 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

(市町との協働)

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(関係機関等との協働)

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(地域社会の役割)

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

## 第二章 未然防止

(子育てに関する情報の提供等)

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

- 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子育て支援指針)

第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針(以下この条において「子育て支援指針」という。)を策定しなければならない。

2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。

3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。

4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かななければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

### 第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下この条において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。

3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かななければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

#### 第四章 保護及び支援

(保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

#### 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力をはかるための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

(在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

一 子どもからの相談に応ずること。

二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。

2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。

3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。

4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。

5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（乳幼児を保護するための拠点施設）

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

#### 第六章 その他の施策

（子ども虐待防止啓発月間）

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（子ども自身による安全確保への支援）

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（人材の養成等）

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

## 第七章 雑則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。